

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年9月30日
【発行者の名称】	株式会社リアルクオリティ (REAL Quality Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 小林 豪
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前6丁目34-23 OP.St.M・1D
【電話番号】	03-6712-6474
【事務連絡者氏名】	執行役員CAO 小口 拓朗
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社リアルクオリティ https://www.realq.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第19期中間期	第20期中間期	第18期	第19期
会計期間	自2024年1月1日 至2024年6月30日	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2023年4月1日 至2023年12月31日	自2024年1月1日 至2024年12月31日
売上高 (千円)	480,831	500,666	743,683	1,048,158
経常利益 (千円)	15,541	15,539	28,111	93,954
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (千円)	14,905	16,664	78,437	72,130
中間包括利益又は包括利益 (千円)	14,905	16,664	78,293	72,130
純資産額 (千円)	292,146	351,035	277,036	349,370
総資産額 (千円)	838,420	850,954	985,993	913,988
1株当たり純資産額 (円)	292.15	351.04	276.29	349.37
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	12,000 (—)	15 (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	14.91	16.66	78.44	72.13
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	34.8	41.3	28.0	38.2
自己資本利益率 (%)	5.2	4.8	33.7	23.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	15.3	20.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	10,997	79,970	49,225	33,842
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△67,355	20,181	56,646	△99,384
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,948	△44,964	△55,922	△27,339
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	193,043	213,656	251,349	158,468
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数] (名)	40 [17]	35 [17]	38 [9]	41 [17]

(注) 1. 第18期中間期は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。

2. 第18期及び第19期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第19期及び第20期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できない

ため記載しておりません。

3. 株価収益率については、第18期から第20期中間期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員（1日8時間換算）を〔〕外数で記載しております。
5. 第19期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、監査法人コスモスにより監査を受けております。第20期中間期の中間連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。第18期の連結財務諸表及び第19期中間期の中間連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
6. 2024年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
7. 2023年10月2日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しております。従って、第18期は2023年4月1日から2023年12月31日までの9か月間となっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の状況について、重要な変更はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
旅館ホテル再生事業	35 [17]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 当社グループの事業は、旅館ホテル再生事業を事業内容とする単一セグメントであります。当社グループの従業員は全て旅館ホテル再生事業に属しております。

(2) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
12 [1]	36.5	1.4	7,336

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日）における我が国経済は、雇用、所得環境の改善を背景に、個人消費や企業業績の回復が期待された一方、エネルギー価格の高止まり等の物価情勢、また海外情勢の深刻化や海外経済の下振れリスクなど、引き続き多くの不確実性が残存していたと考えております。

当社グループの属する旅館・ホテル関連業界においては、インバウンド需要やビジネス需要の拡大が見込まれる一方、外資系ホテルの進出や不安定な為替情勢を受けて、不透明な経済状況が続くと想定されます。

このような経営環境のもと、当社グループは、コロナ禍においてさらにノウハウを強化した宿泊施設の再生に関するコンサルティングサービス、旅館運営事業について堅調に拡大させ、また、旅館再生等の実績から得た信頼をもとに、当社が運営する旅館再生ファンドの運用資金の追加調達にも成功し、結果として、ファンド運営サービスの収益であるファンド管理報酬についても、順調に増大させて参りました。

以上の結果、当中間連結会計期間における当社グループの経営成績は、売上高500,666千円（前年同期比4.1%増）、営業利益16,820千円（前年同期比56.4%増）、経常利益15,539千円（前年同期比0.0%減）、親会社株主に帰属する中間純利益16,664千円（前年同期比11.8%増）となりました。

なお、当社グループは旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は213,656千円となり、前連結会計年度末と比較して55,188千円の増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により増加した資金は79,970千円となりました（前年同期は営業活動により増加した資金10,997千円）。これは主に未払金の減少額13,003千円、未払費用の減少額11,423千円及び仕入債務の減少額11,215千円等による減少があった一方、税金等調整前中間純利益25,034千円の計上、減価償却費11,900千円の計上及び売上債権の減少額91,857千円等による増加があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により増加した資金は20,181千円となりました（前年同期は投資活動により減少した資金67,355千円）。これは主に有形固定資産の取得による支出7,294千円等の減少があった一方、

投資不動産の売却による収入26,527千円等の増加があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により減少した資金は44,964千円となりました（前年同期は財務活動により減少した資金1,948千円）。これは主に長期借入金の返済による支出28,716千円及び配当金の支払額15,000千円等による減少があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておらず、また、受注から売上計上までの期間も比較的短期であることから、記載しておりません。

(3) 販売実績

当社グループは旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。当中間連結会計期間の販売実績をサービス区分別に示すと、次のとおりであります。

サービス区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
再生アドバイザー事業	117,691	135.9
旅館運営事業	382,974	97.1
合計	500,666	104.1

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合を示すと、次のとおりです。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
RQ旅館再生ファンド投資事業有限責任組合	49,058	10.2	58,310	11.6

3 【対処すべき課題】

前回の発行者情報を公表した2025年7月3日以降、本発行者情報公表日までにおいて、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

前回の発行者情報を公表した2025年7月3日以降、本発行者情報公表日までにおいて、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載致します。

担当J-Adviserとの契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計

画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、

ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは関東証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除すること

ができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は268,348千円で、前連結会計年度末に比べ43,737千円減少しております。現金及び預金の増加55,188千円があった一方、売掛金の減少91,857千円等があったことが主な減少要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は582,605千円で、前連結会計年度末に比べ19,297千円減少しております。主に投資不動産の売却に伴いその他（投資その他の資産）の減少17,861千円があったことが主な減少要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は142,570千円で、前連結会計年度末に比べ30,392千円減少しております。未払費用の減少11,570千円、未払金の減少12,274千円及び買掛金の減少11,215千円があったことが主な減少要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は357,348千円で、前連結会計年度末に比べ34,306千円減少しております。長期借入金の減少32,716千円があったことが主な減少要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は351,035千円で、前連結会計年度末に比べ1,664千円増加しております。剰余金の配当による利益剰余金の減少15,000千円があった一方、親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加16,664千円があったことが増加要因であります。

(3) 経営成績の分析

当中間連結会計期間における経営成績については、「1 業績等の概要(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(2025年6月30日)(株)	公表日現在発行数(2025年9月30日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式35,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権 (2024年11月5日臨時株主総会及び2024年11月6日取締役会決議)

	中間連結会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	35,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年11月7日 至 2024年11月5日 ただし、当該契約の日から2年間は行使することができない	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350 資本組入額 175	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、新株予約権の行使時において、当社またはその子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他の正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者は、新株予約権の割当て後、権利行使時まで禁固以上の刑に処せられていないことを要する。
- ③新株予約権者が新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、新株予約権の相続は認められない。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ④新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、新株予約権の行使によって交付（株式の発行または移転もしくは譲渡を含む。以下同じ）される株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいい、新株の発行価額または株式の譲渡価額を含む。以下「権利行使価額」という）の合計額が、その年においてすでにした当社または他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権または新株予約権の行使によって交付される株式の権利行使価額と合計して年間1,200万円、または行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、割当てを受けた新株予約権を行使しなければならないものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由

- ①新株予約権者が新株予約権の行使条件①から③に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使前に、第三者への当社の内部情報の提供、当社からの協力依頼の拒否、当社の営業活動の抑制等、当社に対して不利益な行動をとったと当社が判断した場合は、当社は当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社は、当社株主総会および取締役会決議に定めるところにより、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合において、それぞれの契約または計画等に定めるところに従い、本新株予約権者に対して、それぞれの合併等の後に存続する株式会社等の新株予約権が交付されるよう措置することができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年1月1日～ 2025年6月30日	—	1,000,000	—	50,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
小林 豪	埼玉県所沢市	990,000	99.00
栗原 俊幸	東京都文京区	10,000	1.00
計	—	1,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）当社株式は、2025年8月6日付で^(株)東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前回の発行者情報を公表した2025年7月3日以降、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。また、当社の中間連結財務諸表は、第2種中間連結財務諸表であります。

(2) 中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	158,468	213,656
売掛金	137,746	45,889
商品	203	195
原材料及び貯蔵品	11,985	7,271
未収還付法人税等	979	-
その他	2,701	1,336
流動資産合計	312,086	268,348
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 297,759	※2 294,883
工具、器具及び備品（純額）	12,526	10,482
土地	※2 219,200	※2 219,200
リース資産（純額）	11,541	10,406
建設仮勘定	-	3,163
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	※1 541,028	※1 538,136
無形固定資産		
ソフトウェア	443	286
ソフトウェア仮勘定	16,445	16,445
その他	26	26
無形固定資産合計	16,915	16,758
投資その他の資産		
関係会社出資金	18,006	16,669
繰延税金資産	1,080	4,029
その他	25,724	7,863
貸倒引当金	△851	△851
投資その他の資産合計	43,959	27,710
固定資産合計	601,902	582,605
資産合計	913,988	850,954

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,815	9,599
1年内返済予定の長期借入金	※2 47,656	※2 51,656
リース債務	2,497	2,497
未払金	29,524	17,249
未払費用	42,862	31,291
未払法人税等	7,301	11,661
未払消費税等	17,161	※3 12,590
契約負債	144	249
賞与引当金	-	4,000
その他	4,999	1,774
流動負債合計	172,962	142,570
固定負債		
長期借入金	※2 342,674	※2 309,958
リース債務	10,197	8,949
繰延税金負債	38,783	38,440
固定負債合計	391,655	357,348
負債合計	564,617	499,918
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	5,792	5,792
利益剰余金	293,578	295,242
株主資本合計	349,370	351,035
純資産合計	349,370	351,035
負債純資産合計	913,988	850,954

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)
売上高	480,831	500,666
営業費用	※ 1 470,076	※ 1 483,846
営業利益	10,754	16,820
営業外収益		
受取利息	49	1,005
受取保険金	-	662
補助金収入	6,916	-
賃貸収入	466	410
雑収入	1,600	116
営業外収益合計	9,033	2,195
営業外費用		
支払利息	3,477	3,298
賃貸費用	770	-
雑損失	-	178
営業外費用合計	4,247	3,476
経常利益	15,541	15,539
特別利益		
固定資産売却益	-	※ 2 9,495
関係会社株式売却益	4,000	-
特別利益合計	4,000	9,495
特別損失		
固定資産除売却損	※ 3 147	-
特別損失合計	147	-
税金等調整前中間純利益	19,394	25,034
法人税、住民税及び事業税	1,057	11,661
法人税等調整額	3,430	△3,291
法人税等合計	4,488	8,369
中間純利益	14,905	16,664
親会社株主に帰属する中間純利益	14,905	16,664

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)
中間純利益	14,905	16,664
中間包括利益	14,905	16,664
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	14,905	16,664
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計		
当期首残高	50,000	8,548	217,744	276,292	744	277,036
当中間期変動額						
剰余金の配当			△12,000	△12,000		△12,000
親会社株主に帰属する 中間純利益			14,905	14,905		14,905
連結範囲の変動		△1,000	15,703	14,703		14,703
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		△1,755		△1,755		△1,755
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					△744	△744
当中間期変動額合計	-	△2,755	18,609	15,854	△744	15,109
当中間期末残高	50,000	5,792	236,353	292,146	-	292,146

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	
当期首残高	50,000	5,792	293,578	349,370	349,370
当中間期変動額					
剰余金の配当			△15,000	△15,000	△15,000
親会社株主に帰属する 中間純利益			16,664	16,664	16,664
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	1,664	1,664	1,664
当中間期末残高	50,000	5,792	295,242	351,035	351,035

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	19,394	25,034
減価償却費	11,597	11,900
のれん償却額	1,890	-
賞与引当金の増減額 (△は減少)	-	4,000
受取利息	△49	△1,005
支払利息	3,477	3,298
固定資産除売却損益 (△は益)	147	△9,495
関係会社株式売却損益 (△は益)	△4,000	-
受取保険金	-	△662
補助金収入	△6,916	-
売上債権の増減額 (△は増加)	23,881	91,857
棚卸資産の増減額 (△は増加)	885	4,722
仕入債務の増減額 (△は減少)	△8,144	△11,215
契約負債の増減額 (△は減少)	-	105
未払金の増減額 (△は減少)	△4,846	△13,003
未払費用の増減額 (△は減少)	4,285	△11,423
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,593	△4,571
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△2,634	1,365
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△1,778	△3,225
その他	642	388
小計	32,238	88,068
利息の受取額	624	1,005
利息の支払額	△3,798	△3,444
保険金の受取額	-	662
補助金の受取額	6,916	-
法人税等の還付額	-	1,123
法人税等の支払額	△24,983	△7,444
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,997	79,970
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△22,202	△7,294
無形固定資産の取得による支出	△16,445	-
投資不動産の売却による収入	-	26,527
貸付金の回収による収入	45,000	-
関係会社出資金の払戻による収入	-	5,174
関係会社出資金の払込による支出	△5,043	△4,226
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△64,390	-
その他	△4,274	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△67,355	20,181

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	32,400	-
長期借入金の返済による支出	△21,100	△28,716
リース債務の返済による支出	△1,248	△1,248
配当金の支払額	△12,000	△15,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,948	△44,964
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△58,306	55,188
現金及び現金同等物の期首残高	251,349	158,468
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1 193,043	※ 1 213,656

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社R Qリープリゾート

株式会社R Q石和リゾート

2 持分法の適用に関する事項

全ての関連会社に持分法を適用しております。

持分法を適用した関連会社の数 1組合

関連会社の名称 R Q旅館再生ファンド投資事業有限責任組合

持分法の適用にあたり、投資事業有限責任組合への出資金は、投資事業有限責任組合の最近の財産及び損益の状況に基づき、同組合の純資産持分割合に応じて中間連結貸借対照表上、関係会社出資金として計上し、また同組合の損益項目の持分相当額を中間連結損益計算書へ計上しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

商品、原材料及び貯蔵品

主として、先入先出法による原価法（中間連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～47年

工具、器具及び備品 3～10年

その他 3年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によって計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるために、賞与支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額により収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりです。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	111,168千円	121,564千円

※2 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
建物及び構築物	271,055千円	267,301千円
土地	93,550	93,550

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	42,696千円	46,196千円
長期借入金	286,464	256,683

(注) 上記資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は前連結会計年度末389,000千円、当中間連結会計期間末389,000千円であります。

※3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
給料賃金	99,973千円	104,118千円
賞与引当金繰入額	—	4,000
料飲材料費	66,048	65,358
支払手数料	63,451	62,620
業務委託料	57,158	63,601

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
その他(投資その他の資産)	—千円	9,495千円
合計	—	9,495

(注) 当中間連結会計期間の固定資産売却益9,495千円はその他(投資その他の資産)として計上していた投資不動産の売却により発生したものであります。

※3 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
建物及び構築物除却損	147千円	—千円
合計	147	—

(中間連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,000	—	—	1,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	12,000	12,000	2023年12月31日	2024年3月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間連結会 計期間末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当中間連 結会計期 間末	
提出会社	2024年ストック オプション としての新株 予約権	普通株式	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	15,000	15	2024年12月31日	2025年3月28日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の
末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金勘定	193,043千円	213,656千円
現金及び現金同等物	193,043	213,656

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年12月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金(※2)	390,330	374,215	△16,114
(2) リース債務(※3)	12,695	11,312	△1,382
負債計	403,025	385,528	△17,497

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「未収還付法人税等」「買掛金」「未払金」「未払消費税等」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても記載を省略しております。なお、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資その他これに準ずる事業体への出資については、記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は、18,006千円であります。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

当中間連結会計期間(2025年6月30日)

(単位：千円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金(※2)	361,614	342,623	△18,990
(2) リース債務(※3)	11,446	10,229	△1,216
負債計	373,060	352,853	△20,206

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払消費税等」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、その他重要性の乏しいものについても記載を省略しております。なお、中間連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合への出資その他これに準ずる事業体への出資については、記載を省略しております。当該出資の中間連結貸借対照表計上額は、16,669千円であります。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表及び連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2025年6月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表及び連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度 (2024年12月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	-	374,215	-	374,215
リース債務	-	11,312	-	11,312
負債計	-	385,528	-	385,528

当中間連結会計期間 (2025年 6 月30日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	-	342,623	-	342,623
リース債務	-	10,229	-	10,229
負債計	-	352,853	-	352,853

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当該資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは旅館ホテル再生事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)		
	再生アドバイザー	旅館運営	合計
一時点で移転される財又はサービス	8,950	394,223	403,173
一定の期間にわたり移転されるサービス	77,657	—	77,657
顧客との契約から生じる収益	86,608	394,223	480,831
外部顧客への売上高	86,608	394,223	480,831

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)		
	再生アドバイザー	旅館運営	合計
一時点で移転される財又はサービス	32,763	382,974	415,738
一定の期間にわたり移転されるサービス	84,927	—	84,927
顧客との契約から生じる収益	117,691	382,974	500,666
外部顧客への売上高	117,691	382,974	500,666

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは旅館ホテル再生事業を行っており、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①再生アドバイザー

(イ) コンサルティングサービス

当社は旅館・ホテルの再生のための調査業務及びコンサルティング業務を提供しております。調査業務については、顧客との契約に基づき、成果物の納品により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。コンサルティング業務については、顧客との契約における各種サービスの提供期間にわたり主な履行義務が充足されることから、サービス提供期間の経過に応じて収益を認識しております。

(ロ) ファンド運営サービス

当社は無限責任組合員として組成した投資事業有限責任組合を通じて、宿泊業の支援を行っております。当社は投資事業有限責任組合の管理業務を行っており、投資事業有限責任組合契約に基づき、契約期間にわたり継続的に役務提供がなされるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

②旅館運営

連結子会社は旅館の経営及び運営を行っており、宿泊及び食事等並びに付帯するサービスを提供しております。これらサービスについては、顧客は宿泊に関連する一体のサービスから便益を享受するため、食事を含む宿泊に関わる全てのサービス全体が単一の履行義務であ

り、顧客の客室利用により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、客室利用時点で収益を認識しております。

3. 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後以降の収益の金額を理解するための情報

当中間連結会計期間における当社グループと顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び中間期末（期末）残高は、次のとおりであります。なお、中間連結貸借対照表及び連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれております。

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	80,907	137,746
契約資産	—	—
契約負債	—	144

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 （自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）	
	期首残高	中間期末残高
顧客との契約から生じた債権	137,746	45,889
契約資産	—	—
契約負債	144	249

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社グループは旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

サービスごとの情報	再生アドバイザー	旅館運営	合計
外部顧客への売上高	86,608	394,223	480,831

2 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するサービス名
RQ旅館再生ファンド投資事業有限責任組合	49,058	再生アドバイザー

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

サービスごとの情報	再生アドバイザー	旅館運営	合計
外部顧客への売上高	117,691	382,974	500,666

2 地域ごとの情報**(1) 売上高**

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するサービス名
RQ旅館再生ファンド投資事業有限責任組合	58,310	再生アドバイザー

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

当社グループは旅館ホテル再生事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	349.37円	351.04円

(注) 1. 2024年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額を算定しております。

	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	14.91円	16.66円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間連結会計期間は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、当中間連結会計期間は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 2024年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益を算定しております。
3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	14,905	16,664
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	14,905	16,664
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まなかった潜在株式の概要	—	新株予約権 35,000個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月30日

株式会社リアルクオリティ
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

小室 豊和

代表社員 公認会計士
業務執行社員

寺島 洋希

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルクオリティの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リアルクオリティ及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上